



2022年2月24日

各位

会社名 イーソル株式会社
代表者名 代表取締役社長 長谷川勝敏
(コード番号：4420 東証第一部)
問合せ先 社長室長 落合藤夫
(TEL. 03-5365-1560)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第47回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1)「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、株主利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会のこと、いわゆるバーチャルオンリー型株主総会)の開催が可能となります。当社といたしましては、感染症蔓延や自然災害をはじめとした大規模災害や、社会のデジタル化拡大等も念頭に置きつつ、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、場所の定めのない株主総会の開催を可能とすることで、株主利益に資するものと考えます。そのため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条第2項を追加するものであります。

本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣及び法務大臣の確認を受け、2022年1月31日に確認書の交付を受けております。

なお、株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主様の権利及び利益を最優先に考え、また独立社外取締役の客観的な視点に基づく意見も勘案し、当社取締役会が慎重に審議の上、決定いたします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、現行定款第15条に所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集) 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。 (新設)	(招集) 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。 <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

(新設)

(削除)

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3 本条の規定は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日(予定)

定款変更の効力発生日 2022年3月30日(予定)

以上